

# 日本敗戦直後における朝鮮奨学会の改編と活動

—一九四五～五〇年の時期を中心に

宮本正明

はじめに

本稿は、本誌前号でアジア・太平洋戦争期における朝鮮人の「内地進学」の抑制を取りあげた拙稿<sup>①</sup>に引き続き、日本敗戦直後の在日朝鮮人学生をめぐる状況の一端を明らかにするため、一九四五年～五〇年における朝鮮奨学会の動向を検討対象とするものである。

朝鮮奨学会（以下、奨学会）は「日本で勉強している同胞学生を支援するための奨学育英機関」として現在も活動中である。朝鮮奨学会は、大韓帝国の駐日公使館が留学生管理業務を開始した一九〇〇年前後頃にその起源を置いていることから「一一〇余年の歴史があります」としている<sup>②</sup>が、奨学会自体の年史はこれまでのところ

存在しない。研究面においては、アジア・太平洋戦争敗戦以前における日本本国への朝鮮人留学生に関する研究は一定の蓄積があり、戦時期における奨学会（一九四一年に朝鮮民事令による法人として創立、四三年に日本国の民法に基づき、厚生省・文部省の共管による財団法人として再発足）の活動に関する研究も存在する<sup>③</sup>。しかし、日本敗戦以降の奨学会についてはほとんど分析の対象になっていないように思われる。奨学会のホームページに掲載されている「沿革」においても、一九五六年の理事会「再建」（日本人学識経験者・在日本朝鮮人総連合会・在日本大韓民国居留民団からそれぞれ三人ずつ推薦する理事で理事会を構成）に至るまでの経過については「一九四五年八月の日本植民地統治の終焉を機

に、財団は寄附行為を改正して在日同胞を主体にした理事會構成に変更されました。不幸にして、八・一五解放後本国が南北に分断され、そのために在日同胞は幾多の難関に遭遇し、財団の業務も複雑な環境におかれ、曲折を経てきました」という説明にとどまっている<sup>5)</sup>。また、奨学会発行の小冊子にはホームページ上の記載より詳細な年表があるが、一九四五年の日本敗戦から五六六年の理事會「再建」までの時期については役員改選の事項のみの簡略な記載になっている<sup>6)</sup>。

日本敗戦直後における在日朝鮮人学生の状況については、先行研究として朴成河「日本帝国の解体と朝鮮人「内地留学」の終焉」(『在日朝鮮人史研究』第四二号、二〇一二年一〇月)がある。日本の敗戦は、朴成河論稿が「内地留学」の終焉」と表現するように、在日朝鮮人学生にとってその意識や位置づけを大きく変えるものであった。アジア・太平洋戦争期には「留學生」という用語すら官憲から許されなかったのが、日本の敗戦に伴い、本国<sup>7)</sup>を持つ外国人留學生<sup>8)</sup>へと転換する途が開かれた。一方、奨学会にとっても一九四五―五〇年の時期は、日本側から在日朝鮮人団体の側に運営主体が移行し、在日朝鮮人の学生団体もその運営に関与するという過渡期にあたっている。本稿は、朴成河論稿の内容をふまえつつ、在日朝鮮人学生の新たな出発にあたる時代状

況の一面面を、奨学会をめぐる動向を通じて明らかにするという試みである。本稿における依拠史料は『本邦における協会及び文化団体関係 朝鮮奨学会関係』(『奨学会(外務省)』および『朝鮮奨学会 昭一八年 文部省記録』<sup>9)</sup>、奨学会(文部省)<sup>10)</sup>の簿冊所収の書類をその中心とし、これらに加え、在日朝鮮人側の史料(『プランゲ文庫』(アメリカ・メリーランド大学所蔵)所収の朝鮮人発行の諸新聞や既存の資料集所収の史料)<sup>11)</sup>ともあわせて検討を進めていく。

## 一、日本敗戦直後における朝鮮人学生数と 学生団体の結成

### (一) 在学生数

日本本国における朝鮮人留學生は大学・専門学校にとどまらず中等学校や各種学校などにも及び、アジア・太平洋戦争期の一九四二年度には約二万四千人に達していた。日本本国の側は一九四一年に設立された奨学会による「進学保証制度」を通じて朝鮮人の「内地進学」の抑制を企図した。この「進学保証制度」に加え、戦時末期における文系学部の統廃合や「学徒出陣」によって進学・在学の枠組み自体が変化したこともあり、一九四四年度における日本本国の在学生数は一万二二九二人と

なっていた。<sup>(10)</sup>

日本の敗戦段階において日本本国に全体として何人の朝鮮人在学生が存在したのか、それを知りうる手がかりは乏しい。一九四五年九月に開催された奨学会理事會（後出）の席上、朝鮮人学生に関する現状説明をおこなった川岸文三郎（奨学会理事長）も、戦時末期の空襲で中・高・専門学校生の帰国者が多いとしつつも「実数は判然しない」と述べており、奨学会も実数を把握できていない。<sup>(11)</sup> ただ、一九四七年段階の数値については史料上から確認することができる。朴成河・前掲論稿で提示されるGHQ/SCAP（連合国軍最高司令官総司令部）の史料では、「Korean Student」一五六五人という数値が<sup>(12)</sup>、また日本敗戦後に結成された朝鮮人の民族団体である在日本朝鮮人連盟（朝連）の史料では、二五七〇人、あるいは三二六二人という数値が挙がっている。<sup>(13)</sup> 朝連関係の史料中には朝鮮人留学生を「三千人」と称する表現が散見されるが、それは中等学校の在籍生を含めたうえでの数値に基づくものと考えられる。

一方、各大学における「大学史」においては、日本敗戦直後の朝鮮人学生数を明らかにしているケースがある。朴成河・前掲論稿では、個別の大学史研究の成果をもとに、一九四六年一月一日現在で、早稲田大学二〇七人（うち就学中八三人）、明治大学一八二人（うち就

学中一六四人）という数値を挙げ、少なからぬ数の朝鮮人学生が日本本国で敗戦を迎えていると指摘している。<sup>(14)</sup>

では、立教大学の場合、朝鮮人学生の在学規模はどの程度であったのか。アジア・太平洋戦争期においては、一九三九年九月で二二〇人、一九四〇年一〇月で七七人（学部）、一九四一年六月で二二一人（学部・選科）、一九四三年一月で四五人（学部・選科・予科）、という推移が先行研究で明らかにされている。<sup>(15)</sup>

立教大学に残されている書類簿冊（いわゆる「庶務課文書」）には、日本敗戦後の朝鮮人・台湾人および外国人留学生に関する、文部省・立教間の往復文書が含まれている。ここから、日本政府が敗戦直後より大学・予科・高等学校・専門学校・教員養成学校における植民地・外国出身学生の把握につとめていたことが認められる。これらの往復書類は文部省学校教育局長からの調査依頼書と立教側の回答書からなり、一九四六～四八年にかけて、次の四回分がある。それは①「朝鮮学徒調査ノ件」（一九四六年一月二十九日。一九四三～四五年度の「朝鮮学徒名簿」の作成・送付を依頼）、②「外国人留日学生及朝鮮、台湾出身学生等調査の件」（一九四六年九月九日。①の通牒による照会以後の変動が予想されるため改めて調査を依頼）、③「外国人留学生調査について」

(一九四七年六月一日)。「朝鮮人学生は本票に準じ別表により記入すること」とされている)、④「外国人留日学生調査について」(一九四八年五月二十五日)③と同様「朝鮮人学生は本票に準じ別表により記入すること」とされる)であり、発信者はいずれも文部省学校教育局長である。当初は朝鮮人・台湾人に関する独自の調査依頼であったものが、その後「外国人留学生」に関する調査のなかに朝鮮人・台湾人を含める形式へと変わっていることが分かる。

これら①～④の依頼文に対する立教側の回答書面から、一九四六～四八年における立教の朝鮮人学生数を確認しておきたい。

①「朝鮮学徒調査ノ件」(①への回答、一九四六年二月一九日)

学部卒業者として二八人、学部在学者として一三人、予科修了者として一八人、退学・除籍者として四人の名前が列挙されている。<sup>(16)</sup>

②「外国人留日学生及朝鮮台湾出身学生調査の件」(②への回答、一九四六年九月一日・一七日)

立教大学については学部在学者として二人、立教工業理科専門学校(一九四四年三月に設置認可)については在学者として二人の名前が列挙されている。<sup>(17)</sup>

③「外国人留学生調査について」(③への回答、一九四

七年六月二十五日)

学部在学者として一四人、予科在学者として五人の名前が列挙されている。<sup>(18)</sup>

④「外国人留日学生調査について」(④への回答、一九四八年六月八日)

学部在学者として四人、予科在学者として三人という数値が挙げられている(名前の記述なし)。<sup>(19)</sup>

他方、朝鮮奨学会の把握になる朝鮮人学生数の統計としては一九四九年一二月および一九五一年八月段階のものが見られる。前者では二〇三八人、後者では一七〇一人(うち女性三七人)となっている(なお、前者には一九五一年度の卒業生・新入生の数字もあり、卒業者数は三一一人、入学者数は三七一人(うち立教大学文科二人))<sup>(20)</sup>。後者の統計は学校別の数値もあり、それによると立教大学は五人(「政経科」二人・「商科」一人・「文科」二人)となっている。

## (二) 在日本朝鮮学生同盟の結成

日本敗戦後の朝鮮奨学会はその改編過程で朝鮮人団体との関わりを持つことになるが、その一つが朝鮮人の学生団体である在日本朝鮮学生同盟(学同)である。

敗戦直後の日本本国では朝鮮人の学生団体として、東京で在日朝鮮青年学生同盟(一九四五年九月四日結成、

間もなく消滅)・在日本朝鮮学生同盟(同年九月一四日の「緊急朝鮮人学生大会」の開催を機に結成)<sup>(21)</sup>が、京都で在日本朝鮮学生同盟関西本部(一九四五年九月二三日の「京都朝鮮人留学生大会」を経て、京都帝国大学在生学生を中心に結成された京都朝鮮人留学生会が前身)<sup>(22)</sup>が、仙台で在日本朝鮮学生同盟東北本部(一九四五年一〇月に志学寮の東北帝国大学在生学生を中心に結成)<sup>(23)</sup>が結成された。その他、大阪でも一九四六年三月二八日に学生同盟結成大会の開催が確認される<sup>(24)</sup>。一九四六年四月八日に東京・京都・仙台の学生三団体による統一全国大会が東京で開催され<sup>(25)</sup>、ここに全国組織としての在日本朝鮮学生同盟が成立し、三団体はそれぞれ学同の東北本部・関東本部・関西本部という形で組織整備がなされた。一九四七年六月に関西本部は中部本部(京都)と西部本部(大阪)へ改編され、これらの四本部による協議体として在日本朝鮮学生同盟中央委員会を設置、ついで一九四八年一月には九州本部の結成大会が開かれてい<sup>(26)</sup>る。

学同の会員としては日本の中学校から大学の生徒・学生を対象として見られ(中学生については当初は準会員であったのが、一九四八年一〇月一三日の学同第五回中央委員会における規約改正で正会員としたとい<sup>(27)</sup>う)、後には朝連系列の教育機関である三・一政治学

院(朝連活動家の養成学校)の学生および朝鮮人中学校の生徒をそれぞれ正会員・準会員として加えている<sup>(28)</sup>。構成員数については、三三六二人(うち女性二三八人)という数字と一七四一人という数字が朝連関係史料に見られる<sup>(29)</sup>。

学生同盟は、設立当初は「右派的」であったともいわれている<sup>(30)</sup>が、綱領としては「真理の探究」「朝鮮文化の建設」「世界文化の発展」を掲げ<sup>(31)</sup>、中立<sup>(32)</sup>を標榜しつつ団体として政治的色彩を帯びることを避けていたと見られる<sup>(33)</sup>。朝連系の活動家となるある学同関係者は、従来の学同について「学問の威厳を主張し、あまりにも貴族的で個人主義的」であり、「探求の自主性を主張し、あまりにも空想的で社会と遊離して」おり、「文化に迷い、あまりにも抽象的で自恣を温存した」と評価した<sup>(34)</sup>。ここからは、学問の自由や真理・文化建設を追求する姿勢が学同の「中立」を支えていたという側面がかいまみえる。

しかし、南部朝鮮・大韓民国を支持する側と北部朝鮮・朝鮮民主主義人民共和国を支持する側との政治的対立の深化は、学同もまたその圏外にありつづけることを許さなかった。学同のなかにも、朝鮮での建国活動に連動した学生運動をおこなうべきであるという主張も活発となり、両サイドのせめぎあいや政治活動への参加に消

極的な立場の存在もあって内部的な統一の維持が困難に陥った。こうした疎隔はとりわけ関東本部において、組織運営面で常に内紛を生み出す大きな契機の一つであり続けた。

学同は、一九四七年一〇月一五―一七日の朝連第四回全体大会に参加して以降、それまで一定の距離を保っていた朝連に対し接近する方向に向かった。同年一〇月二五日の第二回全国中央委員会では、従来の学同の綱領について「一部のブルジョア的な独善と功利にわざわざいざれてまちがった『中立』を主張し路線がぼかされていた」といった批判を背景に、今後の活動方針として朝連と「密接な結合と共同戦線の体制」をとることなどを決定した。<sup>(34)</sup> さらに一九四八年一〇月二三日の学同第五回中央委員会で朝連への加盟を明記した規約改正がなされている。<sup>(35)</sup> 朝連系列の陣営ではこうした動きを「正当な路線」として歓迎すると同時に、朝連内には学同の朝連加盟がその内紛を加速させたとの観測もあった。<sup>(36)</sup> 関東本部は一九四八年五月三〇日の定期総会を機に「各本部と歩調を同じくして真の学生団体として面目を一新した」と朝連サイドから評価されるまでになるが、「この間の対内闘争は極めて猛烈」であった。<sup>(37)</sup> その後、学同は朝連活動への全面参加や朝鮮民主主義人民共和国への支持を打ち出していくが、「対内闘争」は完全に終息

することはなく、学同内部で「大韓民国学生同盟」の結成を企図する動きも表面化した。<sup>(38)</sup> 学同の内部対立は後述の一九四九年五月八日の学同関東本部第五回総会における学生間の衝突で頂点に達し、学同の分裂が決定的なものとなっていく。

## 二、朝鮮奨学会の改編―一九四五年における動向

### (一) 敗戦直後の朝鮮奨学会の財産状況

朝鮮奨学会は新宿および渋谷に土地・建物を有していた。新宿（新宿区角筈二一九四）には会館および付属の木造家屋（学生寮・奨学会部長の住宅）が、渋谷（渋谷区山谷町三〇〇一・三〇〇二）には戦時中に新設した錬成道場があった。会館は戦時末期の空襲による焼失を免れたものの、一九四五年五月の空襲で付属の木造家屋は失われた。<sup>(39)</sup> 五月の空襲後、罹災した淀橋警察署に対して「内約」にもとづき奨学会会館の地階、一階の三室、三階の全部を貸与（有償）することになった。<sup>(40)</sup> 日本敗戦直後における奨学会の資産状況は以下のようなになる。<sup>(41)</sup>

### 【奨学会会方】

①基本本財産：三万円（朝鮮銀行東京支店預金）

②普通財産：銀行預金一五万〇六八六円（朝鮮銀行東京支店・三菱淀橋支店）、現金二一一二円（奨学金事務所金庫）

【財団法人朝鮮奨学会維持財団所有分】

①基本財産：日本窒素肥料株式会社株券六万三千株（払込価格三一五万円、敗戦直前の株価四〇九万五〇〇〇円） \* 一部を除き朝鮮の京城府の朝鮮信託会社に預け入れ

②普通財産：普通財産株券「其ノ一」一万五七五〇株（払込価格七八万七五〇〇円、敗戦直前の株価一〇二万三七五〇円）、普通財産株券「其ノ二」一万株（払込価格二五万円、敗戦直前の株価三二万五〇〇〇円）

\* 奨学会事務所に保管

③預金：特殊預金六万五〇〇〇円、普通預金六〇九四円

④土地：渋谷区代々木山谷町三〇〇（一三二二坪、時価約一五万円） \* 「地上ノ建物約二〇〇坪ハ〔中略〕今年五月戦災消失ス」

⑤建物：平屋住宅一棟（九坪、時価約三〇〇〇円）

⑥負債：五万円（朝鮮銀行本店より借入）

【財団法人朝鮮教育財団所有分】

①土地：新宿区角筈二一九四（五一〇坪）<sup>(43)</sup>

②建物：鉄筋コンクリート五階建（地階一室・一階四

室・二階四室・三階二室・奨学会事務室・図書室・会議室・集会室・宿泊スペース〔二階二室〕・倉庫・「小使室」

ただ、日本の敗戦・朝鮮の分離に伴って、奨学会の財政運営や資産行使には多大の支障をきたすことになった。財政運営の基盤となる日本窒素肥料会社の株券の価値がどうなるのが流動的であるうえ、従来あった朝鮮総督府からの補助金は期待できなくなった。さらに、奨学会の土地・建物の所有者である朝鮮教育財団・朝鮮奨学会維持財団の財産が大蔵省令第八八号により一九四五年一月一日をもって凍結され<sup>(44)</sup>、朝鮮から送られた株券の預かり証書も占領軍により没収された<sup>(45)</sup>。奨学会の土地・建物の登記上の所有権が奨学会とは別個の法人にあったことに加え、奨学会が日本本国の民法にもとづく法人であるのに対しその両財団が朝鮮民事令にもとづく法人であったことも、奨学会の資産行使や奨学会と両財団との継承関係などをめぐる解釈を後々に至るまで錯綜させることになる。

(二) 一九四五年九月二二日の奨学会理事会における議論<sup>(46)</sup>

一九四五年九月二二日、「財団法人朝鮮奨学会の処置に関する件」を議案とする奨学会理事会が開催された。

この段階における理事会の構成員は日本敗戦以前の体制を維持したものであった。出席者は、南次郎（総裁）・川岸文三郎（理事長）・永井浩（理事、元文部省学徒職員局長）・関口勲（理事、文部省専門学務局長・伊藤謹二（理事、厚生省健民局長）・大島弘夫（理事、内務省管理局長）・橋本政実（理事、内務省警保局長）・北村輝雄（理事、朝鮮総督府東京事務所長）・近藤駿介（理事、中央興生会理事長）・荒木和成（理事、内務省管理局民政課長カ）・野呂頭太郎（奨学会総務部長）・岩下雄三（奨学会指導部長）であった（理事のうち、武永憲樹〔「蔽昌燮」、総督府学務局長〕・西広忠雄〔朝鮮総督府警務局長〕は欠席）。

理事会の冒頭、総裁の南次郎から、「日露戦争以前の状態に戻り朝鮮は〔中略〕兎に角独立するに従つて之迄の内鮮一体同種同根なる意識の上に朝鮮を指導して来た奨学会の使命は終りとなつた」と述べ、奨学会につき存続か廃止かに関する意見の提示を求めた。その後の進行は理事長の川岸文三郎に委ねられ、「朝鮮奨学会を解散すべきか存続すべきかを伺つて本会の態度を決定したい」との意向が改めて示された。

まず、川岸から、「内地」在学生の状況、関係各方面・学校当局者の意見、資産に関する報告がなされた。朝鮮人学生の言動としては、国民学校の児童や高等・専

門学校以上の生徒の中に「朝鮮独立せりの言」や「独立を喜迎」する向きがあること、その一方で「最後迄在留を望む者」の存在、「東洋民族結末の為働きたい」「国家は独立するも個人は親善たるべし」「〔朝鮮人と日本人は〕心の融合親善を図るべし。朝鮮の文化なるものは、その価値が外国特に日本文化の協力を持つて始めて実現せるものなり」との意見も見られること、日本からの分離を喜ぶと同時に将来を憂慮する者がいることなどが紹介された。

ついで関係当局者の意見としては、「解散を至当と認むるもの」と「改組し或程度の事業を継続すべしとするもの」があること、奨学会に対しては「従来に倍してよく世話をし、指導を完からしめたい」との希望が寄せられている旨が伝えられた。また、資産については、朝鮮からの送金が未着であること、総督府からの今後の補助が見込めないこと、日本窒素肥料会社の朝鮮工場に対する処置が不透明であること、目下株式の取引が停止されていることなどから、今後の財政運営に不安があるとの報告があつた。

奨学会の今後の方針をめぐっては、理事からも様々な意見が出されたが、将来帰国するか日本に残留するかを問わず、朝鮮人学生への「保護指導」を引き続きおこなうべきとの主張と、日朝親善の学生団体を新たに設立す



べきとする主張とに二分された。

前者については、日本留学を通じて中国人を「排日学生とした苦い経験」を繰り返さぬよう「住心地よく且つ日本を理解して帰鮮させる必要あり」「従来の経緯もあらんが興生会奨学会は此の際打つて一丸となり温い心持で学徒を指導してやるべき」（大島弘夫）、朝鮮人の中で「日本人たらんと欲する者を放置しては反つて悪い感じを抱くかも知れない」ので「後始末の事業」の枠組みで「指導」する必要がある（伊藤謹二）、といった意見が見られた。また、一九四三年に実施された朝鮮人「学徒出陣」<sup>(47)</sup>との関連で、動員対象となった学生への善後策を求める意見もあった。朝鮮人学生の軍事動員にあたり「本会（奨学会）が大いに働いた」ことをふまえ、「生徒の除隊者中、学業中途の者にして勉学を継続する希望の者」に対して「掌握して指導した」うえで朝鮮に帰すことにより、「日朝親善」の基礎としたいとの意見（荒木和成）があり、陸軍出身である川岸も「その（軍事動員の対象者となった朝鮮人学生）言動が朝鮮に及ぼす影響は大きい」として善処を希望している。

これに対し、後者の立場をとったのは文部省出身の永井浩である。永井は、文部省としては朝鮮学生の「身元保証」にもとづく「内地進学」の「統制」に「主目的を感じて」おり、日朝学生間の親善や学資提供もその「主

目的ではない」以上、残務整理完了後は「反対に時局が転向した今日は奇麗に出直」すべきであると述べた。「外部的には因縁を切つた新発足の財団を作るのがよくないか」とし、朝鮮人の「親日の金持ち」からの寄附をもとに日朝の「文化親善」を目的とする「純然たる民間の団体」を組織することが提起された。従来は「内地の統制的色彩が濃厚」であったが今後は「単なる奨学会の更新ではいかぬ」のであり、「朝鮮的色彩があつた方がよい」という観点からもこうした形式が望ましい、というのが永井の考えであった。

とはいえ、奨学会の運用資金が日本窒素肥料会社の株券配当金に依拠するものである以上、その資産が「本会に一任されるかどうか株の価値が其の儘で手に入るかどうか」は不透明で「元金が減茶苦茶になるとも考へられる」（永井）ような状況のなかにあつては、廃止か改組かを確定したり今後の方針を決定したところで、その実現は保証されない。結局、「暫定的に残務整理並に在学生指導幹旋に当り世局の推移と安定度を見たる上本格的の機構組織を考究することに致度い」という川岸の提案に理事一同が賛同し、「残務整理を主とし本会を現情勢に応ずるよう運営し継続する」（川岸）という方針で合意がなされた<sup>(48)</sup>。そして、南次郎の総裁辞任が了承される<sup>(49)</sup>とともに、後任の総裁は置かず、今後の実務に関し

ては理事長の川岸に一任することも確認された。

当該理事会における議論を見渡した時、日朝関係の「出直し」（永井）の必要性については参席者の間でおおよそ共有されているように思われる。「学徒も今後は外国留学生になる為、外務省との関係も起る」（川岸）という認識も示されている。しかし、従来の日朝関係の認識のありかたに根本的な変容があるようには見えない。川岸が紹介した関係方面の意見のなかには「朝鮮独立の興奮にかられて常軌を逸せる行動に出でし者あり、服装、言語を内鮮一体の考へと反対に朝鮮式に戻りつゝあり、而しながら歴史的、地理的、経済的、文化的関連よりして全然離反し得ぬことは自明の理であつて政治的に兎も角も日朝相親しむること必要とすること当然」とする見方があつた。また、参席者の発言においても、「前記軍人（軍事動員の対象となつた朝鮮人学生）は大体良い方向に転化した者が多い、然し独立ともなれば折角精神状態が良くなつた者も、一般の者と同様に離反することなき様注意を喚起したい」（川岸）、「實際朝鮮文化はないから日本文化の朝鮮への進出上若人を結付けるという看□（判読困難）から新発足するより外途なき感」（永井）というとらえかたが散見される。将来の日朝間の善隣関係を見据えてという趣旨も各発言の随所に織り込まれているものの、参席者が構想する善隣関

係とは、日本敗戦に伴う民族意識の高揚を望ましくないものとする<sup>50</sup>とらえかた、朝鮮文化を低位にあるものとする見方にもとづくものであることがうかがえる。さらに、朝鮮人学生に対する対応については一貫して「指導」という形で表現されていることも目を引く。「本会の指導精神存続を至当とせること」（岩下雄三）という発想が日本の敗戦後も引き継がれているように見てとれる。

### （三）朝鮮学生同盟・朝鮮人連盟からの働きかけ

九月一二日の理事会の決議に基づき、暫定的に残務整理と在学生の「指導斡旋」の衝にあたる<sup>51</sup>とした奨学会であつたが、朝鮮奨学会維持財団との関係の未処理・日本窒素肥料株式会社の株式配当の延期・朝鮮銀行の業務停止に伴う奨学会の預金引出不可といった事情から、活動継続・解散のいずれも困難となる状況に立ち至つていた<sup>52</sup>。

朝鮮人の民族団体と奨学会との接触はいつ頃のことであるのか。朝鮮人団体は一九四五年八月一日直後からいくつかの組織が見られ、諸団体の統合・中央組織の結成準備を経て一〇月一四・一五日に朝連中央総本部の結成大会が開かれた。証言としては、奨学会の会館内に九月段階から朝鮮人団体が入つていたことを示唆する内容のものが複数存在している。それによれば朝連結成準備

委員会が会館内に事務所を置いていたと見られ、また発足直後の朝連中央総本部も奨学会の会館に事務所を置いた。<sup>(51)</sup>これに対し『奨学会(外務省)』中の書類上で朝鮮人団体との折衝が確認されるのは一〇月以降のことである。この前後の経緯については奨学会側の史料によれば、奨学会の人員整理により二階の一室が空室となったところ、朝連から借用依頼があったという。奨学会は二階の一室を「一〇月初旬七日間ノ契約」で一時的に貸与したものの期日になっても返還がなく、さらに一月末に二階の残りの二室の貸与を朝連が要請したためそのうちの一室を貸与したとされる。<sup>(52)</sup>

ついで、奨学会は学同から奨学会自体の委譲を求める要請に直面した。一月二十八日に「元来学徒ノ保護機関タル奨学会事務所ヲ他ノ団体ガ我物顔ニ使用スルコトノ不合理ナル旨」の申出が学同からなされ、奨学会を学同に委譲するようにとの要請があったという。<sup>(53)</sup>ここで指弾されている「他ノ団体」とは、朝連のことを指しているように思われる。朝連第七回中央委員会(一九四六年八月二―四日)での議論のなかに、「朝連と学同とは発足当時から奨学会接収問題において感情があったということだけは諒解していただきたい」という中央総本部側の発言がある。<sup>(54)</sup>ことから、奨学会の「接収」をめぐる学同と朝連との間でせめぎあいがあった

ことがうかがえる。<sup>(55)</sup>その後、具体的な時期は不明であるものの、奨学会は学同に対して一部の部屋の貸与をおこなっている。<sup>(56)</sup>朝連は一九四六年初頭には事務所を旧朝鮮総督府東京事務所に移しており、以後の奨学会の会館使用は学同が中心となる。<sup>(57)</sup>

朝鮮人団体からのあいつぐ働きかけに対し、奨学会では文部省・内務省・厚生省などの関係省庁と協議をおこなったうえで、一二月に理事会を開催した。その結果、奨学会の即時解散は困難であることから、①機構を最小限のものに縮小すること、②学徒関係の「一般的事業」を廃止すること、③「必要の事業は朝鮮学生同盟をして担当せしめ本会は同盟の事業遂行を援助すること」、④常勤職員の解職・理事の減員を実施すること、を決定した。<sup>(58)</sup>これに伴い、川岸文三郎は一月一〇日付で理事長を退任し、<sup>(59)</sup>一月一二日付で梶川裕(元朝鮮総督府学務局学務課長)の理事新任ならびに関口勲・水池亮(元内務省警保局長)・近藤駿介の各理事の退任が決まった。<sup>(60)</sup>梶川裕は理事長代理となったが、同時に「後任理事長予定者」とされ、それまで川岸に「当分の間」「理事長事務代行」が委ねられることになった。<sup>(61)</sup>翌一九四六年三月にGHQ/SCAP経済科学局のホイラー少佐が財産状態の確認のため奨学会を訪れ、ホイラー少佐のもとで事務引継の承認がなされるが、その際の対応も、引継

がまだ完了していないとして川岸自身が主にあたつてい  
る。<sup>(52)</sup>

ともあれ、一二月の理事会をふまえ、奨学会の事業推  
進の中心は学同に移つたものと見られるが、引き続き学  
同では奨学会の委譲に向けて動いていた形跡が認められ  
る。学同は二月二四日に「東京地区大会」を開催し、  
「財団法人朝鮮奨学会は特高警察的存在であり妨害会であつた故これを学生同盟への委譲」を含む四項目を決議  
し、前田多門文部大臣に面会してその旨の申出をおこ  
なつていいる。<sup>(53)</sup>

### 三、改編後の朝鮮奨学会の活動―一九四六年 ～五〇年の動向

ここでは、一九四六～五〇年における寄附行為の改正  
や理事の変更などの流れを整理しておきたい。『奨学会  
（外務省）』簿冊中の諸史料における奨学会の沿革関係の  
記述<sup>(54)</sup>によれば、この間に寄附行為や理事の変更が頻繁  
になされている。しかし、寄附行為の変更内容が確認で  
きるのは一九四六年二月認可のものとい九五〇年一月  
認可のもののみであり、また寄附行為の変更や理事選出  
の日付が史料によって異なるほか、理事の変更について  
『奨学会（文部省）』簿冊中の書類に異動報告がない人事

の記載が前記の沿革関係の史料にあつたり『奨学会（外  
務省）』『奨学会（文部省）』簿冊中の書類にはない人事  
の記載が在日朝鮮人発行の新聞記事に見られるなど、事  
実関係の整理自体が困難となっている。この点をふまえ  
たうえで、当該時期の経過を整理してみる。

#### （一）奨学会の運営・活動への朝連・学同の参入

一九四六年一月三〇日、奨学会の理事構成員の全面的な交代がなされた。理事の構成メンバーは、石谷来漢（池来漢、朝鮮商工会委員長代理）・金正洪（朝連副委員長）・金斗鎔（朝鮮民衆新聞社社長）・申鴻湜（朝連総務部長）・尹炳玉（東亜工業株式会社社長）・麓保孝（文部省教学官）・梶川裕（留任、朝鮮事務所〔朝鮮関係残務整理事務所〕勤務）という顔ぶれとなつた。<sup>(55)</sup> 金正洪・金斗鎔・申鴻湜は朝連の中心人物であり、尹炳玉は後に朝連東京本部委員長をつとめた。こうしたことから、新規理事の選出にあつては朝連の意向が強く反映されていることがうかがえる。前述のように奨学会の会館使用に関して朝連は学同に譲歩する形となつたが、奨学会の運営自体については、どのような経過があつたのかは不明であるものの、朝連が主導権を把握することになつたと見られる。

理事長には、石谷来漢（武蔵精機貿易株式会社社長）

が就任した。ただ、就任の時期については史料により異同がある。一月段階で理事長に就任したとの記述もあるが、文部省への提出書類で石谷の理事長就任および梶川の理事長代理職が報告されたのは三月一日のことであり<sup>(67)</sup>、後出の同年二月における寄附行為の変更に関する理事会決議・認可申請の書類では、梶川裕が理事長代理として筆頭の位置にある<sup>(68)</sup>。ただ、一九四六年三月一九日に前述のホイラー少佐が奨学会を訪ねた際、奨学会側の代表として対応した川岸文三郎は、「理事長は誰か」との問いに「表向きには梶川理事代行しているが実質的には石谷理事である」と答えている<sup>(69)</sup>。ホイラー少佐訪問時には石谷は既に理事長の地位にあったはずだが、川岸のこの言い回しからは、石谷が三月以前の段階から実質的な理事長として目されていた可能性もあるように思われる。

ついで、一九四六年二月一六日には理事会で寄附行為の変更が議決され、二月二二日にその変更の認可を受けている<sup>(70)</sup>。変更申請の理由としては、日本敗戦に伴う朝鮮の分離に伴い、従来の趣旨による組織運営の継続は不都合かつ困難であるとし、「新情勢ニ即応」する形で組織・事業目的などの「大改正」をおこなう必要がある、というものであった<sup>(71)</sup>。第一条の目的規定については、「本法人ハ内地諸学校ニ於テ修学スル朝鮮人学生生徒ニ

指導保護ヲ加ヘ忠良有為ナル皇国臣民タラシムルヲ以テ目的トス」〔財団法人朝鮮奨学会寄附行為〕一九四三年一〇月一日）とあったものが、「本法人ハ日本ノ諸学校ニ在学スル朝鮮人学生ニ対スル保護援助ヲ為スヲ目的トス」と改められた。さらに大きな変更点として挙げられるのは、事業項目や理事・理事会に関する規定のなかで、学同や在日朝鮮人学生との結びつきを明記しているところである。第二条では、「学資金ノ給貸与」「進学ニ関スル斡旋」「厚生、衛生ニ関スル事項」と並んで「在日本朝鮮学生同盟ノ事業遂行ニ必要ナル経費ノ供給」が奨学会の事業として定められた。第七条では、理事・監事について「学識、経験アル者ニシテ在日本朝鮮人学生ノ総意ニ依リ推薦セラレシモノ」のなかから理事会が選定するものとされた。第一八条には、理事会の議決事項の一つとして「在日本朝鮮学生同盟ノ事業及予算二関スル事項」が掲げられた。第一九条では、「理事会ニハ在日本朝鮮人学生中ヨリ選出セラレタル理事同数ノ者之ニ参加スルコトヲ得」とされている<sup>(72)</sup>。奨学会の正規の事業として学同への支援を位置づけるとともに、理事の選任や理事会の開催にあたり朝鮮人学生の参与を認めており、奨学会における学同・朝鮮人学生の存在感が大きなものとなっている。旧寄附行為や四五年九月の理事会での議論に見られたような「指導」という表現が見られな

いこともあわせて、朝鮮人が主体となり、朝鮮人学生の意向をその活動・運営に反映させる形で奨学会の改編が目指されているように感じられる。

これ以降一九五〇年に至るまで寄附行為の変更は、沿革関係の記述からは一九四六年六月二二日・一九四七年七月・一九四九年四月一二日になされたことになっているが、具体的な内容は不明である。

## (二) 奨学会の維持・運営をめぐる模索

理事・理事長の人事については、これ以降も増員や交代が繰り返されている。一九四六年一〇月二〇日<sup>[7]</sup>、尹權(朝連中央総本部委員長)・韓秉柱(朝鮮商工会連合本部総務部長)・孫芳鉉(実業家、朝連中央総本部顧問)の三人が新たに理事として加わり<sup>[8]</sup>、ついで同年一二月二六日には理事長が石谷来漢から尹權に交代した<sup>[9]</sup>。この人事については、朝連中央総本部のトップが奨学会の理事・理事長に就任していることから、朝連との組織的な関係強化を見据えたものであることが推測される。いまひとつの特徴は商工団体関係者・企業家を理事に迎えていることだが、この理事増員にあたって「本会事業遂行に必要な経費の給源を得るため有力者を推戴」したとの記述もあり<sup>[10]</sup>、資金調達のため補強を図る意味合いがあったと考えられる。一九四七年に入り、七月に奨学会

を「会員制に改組」する動きが朝連関係紙で報じられるが、これも奨学会の資金調達との関わりがある。朝鮮奨学会維持財団の財産が引き続き凍結された状況のなか、これまで「朝連からの補助金と特志家からの臨時的寄附」があったものの、それだけでは奨学会の活動・事業の運営が保証されないと「憂慮」から、「会員制」への転換を通じて「財政の経常化をはかり、本来の事業を強力に推進することに決定」したという<sup>[11]</sup>。この「改組」が実現したということを示す史料は『奨学会(外務省)』『奨学会(文部省)』からは確認できないが、当該記事からは、奨学会に対して朝連からの補助金や篤志家からの寄附金があったこと、奨学会の組織・運営を維持するため資金調達に朝連側が苦慮している様子がうかがえる。

一九四七年一〇月二五日、学同第二回全国中央委員会が開催され、前述のように朝連と共同歩調をとることなどを決定したが、それとともに奨学会との関係でひとつの決議がなされている。それは「従来奨学会は学生の意思を充分に反映するために、理事会は理事と同数の学生が参加して成立することになっていたが中にはこれを悪用する者があつて多くの弊害が生じたために奨学会の事業はとんざをきたしていた、これが批判され今後は奨学会は学同と分離し独立の機関として貧困学生の救済、学

同および研究会等の各種事業に対する援助、進学指導等を専門的にすることになり、「学同は奨学会の内部的運営に干渉せず」というものであった。<sup>(75)</sup> 理事会に朝鮮人学生の参加を認めるというのは、前述のように、一九四六年二月に改正された寄附行為の第十九条にもとづくものであった。しかし、この規定の「悪用」が奨学会の活動を阻害していることから、奨学会における意思決定過程に朝鮮人学生および学同が関与することを放棄する旨の決議がなされた、というのである。この「悪用」については、学同における内部対立や朝連への姿勢などが絡んでいるものと思われるが、その具体的な内容は詳らかではない。

一九四八年中の動向については、現時点ではあまり多くのことをうかがいしることができない。日本敗戦直後から奨学会業務に関与した崔龍淵の「履歴書」によれば、一九四八年五月に「朝鮮奨学会組織改組並強化活動」、同年八月に「右事務辞任す」とある<sup>(76)</sup>が詳細は不明である。また、朝連関係紙で、一九四八年八月二二日に理事会が開かれ、「在日朝鮮留学生の進学及学生生活の□□と寄宿舎新築等、奨学諸般問題を討議し、理事長金英敦（朝連東京本部委員長）氏、副理事長韓忠吉氏を選出した」旨の報道がなされている。<sup>(78)</sup> 朝連第五回全体大会（一九四八年一〇月一四～一六日）における報告

で、「学生問題に関しては過去から奨学会を通じて強化することに努力してきたところ奨学会活動が微弱であったために今般全理事陣を改選して堅実な陣容に整頓した」<sup>(81)</sup>と指摘があるのは、この八月の人事のことを指すものかもしれない。しかし、八月の新理事長・副理事長の選出についてはやはり『奨学会（外務省）』『奨学会（文部省）』の簿冊中に關連の記述はなく、実態を伴う人事であったかどうかは判然としない。とはいえ、奨学会の運営をめぐる、様々な試みがなされつつも好転が見られない状況であったことはかいまみえる。

### (三) 奨学会と朝連・学同との関係途絶

一九四九年は、奨学会に活動拠点を置く学同にとつて、そして奨学会の運営に深く関わっていた朝連にとつて画期の年となり、奨学会の人事もそれに伴って大きく揺れることになる。

一九四九年一月、理事長に申鴻湜（朝連中央総本部議長）が就任した<sup>(82)</sup>。朝連中央総本部の第一四八回中央常任委員会での決定に基づくもので、在日朝鮮学生について「多くのあい路がありその解決について朝連の積極的な援助が要望されている現状にかんがみ」、朝連として申鴻湜を理事長として推すことにしたとされる。<sup>(83)</sup>

一月二四日には、奨学会で全国進学対策協議会が開催

された。朝鮮人の大学等の入学にあたり学校側による「便宜供与」対象者の「身分証明紹介推薦」を担う機関として、奨学会が文部省からの指定を受けていたことから、奨学会では被推薦者の選抜試験を実施していた<sup>(84)</sup>。この対策協議会で大学高専進学推薦・認定証発行に関する議論がおこなわれ、一九四九年度からは「特に将来祖国を背負つて起つべき民族幹部養成のための奨学会の事業を在日同胞有志の熱誠的支援によつてもつと充実にすべきことが強調され、それと同時に推せん者をその努力に即して厳選することに決定」したという<sup>(85)</sup>。一九四九年度の奨学会の事業報告書に「自主的に学問及び芸術を追求する情熱に燃え、それが祖国朝鮮のため社会改革のために関連して始めてその成功は期し得られるという認識を得さしむるように」尽力したとあるのも、これと対応するものと考えられる<sup>(86)</sup>。その後の奨学会関連の報道で「さきに申鴻湜朝連議長を理事長として再建」といった表現が使われているのは、こうした取り組みなどをふまえてのものかもしれない。

一九四九年五月八日、明治大学で学同関東本部第五回定期総会が開催されたが、従来より対立を深めていた左右両派の学生が衝突して流会となった。当日の午後には左派学生が奨学会の会館に入ったところ、後で会館にやってきた右派学生に対し左派学生が阻止行動に出て衝突が

起こり、翌日以降、左右両派の学生間で会館建物の占有をめぐる抗争が続くことになった<sup>(88)</sup>。申鴻湜理事長が五月二六日にGHQ/SCAPに申し入れをおこなない、翌日より事務所使用の許可を得たことから、二七日に奨学会の関係者は会館に戻った<sup>(89)</sup>。両派の学生の対峙が終息を見せない状況のなか、三〇日にはGHQ/SCAPのエイブラム法務課長から原警視庁警備交通部長に対し「朝鮮奨学会の建物は所有権者が決定する迄現居住者以外の者の出入を禁止する」旨の口頭命令が出される事態となった<sup>(91)</sup>。

この処置により、会館内に事務所を置いていた学同もまた退去を余儀なくされた。その後の学同は組織の分立に向かい、一九五〇年には在日本韓国学生同盟が成立して在日本大韓民国居留民団に、一九五一年に綱領・規約を改正した在日本朝鮮学生同盟は朝連解散後に結成された在日朝鮮統一民主戦線（民戦）にそれぞれ加入した<sup>(92)</sup>。（在日本朝鮮学生同盟は一九五五年の民戦解散・在日本朝鮮人総連合会結成後に在日本朝鮮留學生同盟と改称）。一九五〇年に改組した奨学会側は、学同の分裂・争闘に伴い会館内の部屋の貸与などはおこなわないこと、それまでの部屋の賃借もあくまで奨学会の好意による措置であることをふまえ、学同の分裂により学同との関係は「自然消滅」したとの姿勢をとった<sup>(93)</sup>。ここに、奨学会



と学同との関係は絶たれることになった。

一九四九年八月五日開催の理事会では、理事の構成が大きく変わることになった。尹權・梶川裕・孫芳鉉・尹炳玉・石谷来漢・金正洪・金斗鎔の各理事が退任、申鴻湜・韓秉柱・麓保孝の各理事が留任となったほか、新任の理事として宋千文・李東性・李英表が加わった<sup>(94)</sup>。この人事の背景を明らかにしようの手がかりはほとんど見られない。史料上では七理事の退任は「任期満了」によるものとされているが、寄付行為では理事の任期は二年で重任を妨げないと定めており、一九四六年一月あるいは一〇・十一月の就任という点を勘案すると、単純な「任期満了」とは考えにくい。また、新任の三理事については経歴が不明である。ついで、同年九月一三日、理事長の申鴻湜が辞任し、韓秉柱へと交代した<sup>(95)</sup>。九月八日、団体等規正令の適用を受けて朝連は強制解散に追い込まれ、それに伴い朝連中央総本部議長の申鴻湜もまた「公職追放」の対象者に指定された<sup>(96)</sup>ためである。ここに、奨学会と朝連との直接的な関係性も失われるに至った。

#### (四) 一九四六～四九年における奨学会の事業状況

ここで、朝連・学同を中心に運営されていた時期における奨学会の事業状況について整理しておきたい。

日本敗戦後、奨学会は朝連の主導、学同の関与のもとでの運営・活動へと移行し、理事会の再建・維持、運営資金の調達、諸事業の展開がなされた。そして、その運営・活動は仙台・京都・大阪に置かれた奨学会支部を中心に各地にも及んでいた。

当該期の奨学会の主要な事業は、進学斡旋、学資金の給与・貸与、卒業後の職業斡旋、寄宿舎・会館の運営、「厚生・衛生」(配給品の獲得交渉、入院・治療費の補助など)、在学生への対処(研究会・講演会への補助、図書室・運動場の整備など)であった<sup>(97)</sup>。進学斡旋の分野では、文系よりも理工系方面への進学促進を図り、合格者数として一九四六年が三三三人(進学希望者四〇六人中)、四七年が五七六人(希望者六六〇人中)、四八年が七三三人(希望者八六六人中)、四九年が五七二人(希望者六一七人中)という実績を残している<sup>(98)</sup>。

しかし、たとえ進学が実現したとしても、日本の敗戦に伴って、実家からの送金途絶や学資窮乏などにより生活や学業の維持が困難となる学生が多数にのぼった<sup>(99)</sup>。朝連・学同では、日本政府との交渉を通じて、学生を対象とした食糧・生活必需品の配給を確保することにつとめた<sup>(100)</sup>。奨学会に対しても援助を求める申出が少なくなかったが、奨学会は当時の財政状況から充分に対応することができなかった<sup>(101)</sup>。送金が途絶した学生や困窮者に

対する救済措置、合格者に対する入学手続金の緊急貸与などはなされた<sup>(104)</sup>ものの、一九四九年度は財政上の問題で学資金の給与・貸与自体が実施できない状況に陥った<sup>(105)</sup>。一九五〇年段階での奨学会の把握によれば、一七〇一人の学生のうち、「本人アルバイト」で学資を得ている者が九五二人、「両親支給」および「親類知人一部支給・一部本人アルバイト」を含めて「困窮」に属するのは一五〇四人に及ぶ<sup>(106)</sup>。さらに朝鮮戦争に伴い学生の窮状が深刻化し、「総数の九割が困窮し、六割近くは学生自身のアルバイトのみにより生活を支えている現状」であったとされる<sup>(107)</sup>。

そのうえ、卒業後の進路の確保も困難に満ちていた。一九四六年については卒業生は帰国したため日本での就職希望者はいなかった<sup>(108)</sup>。四七・四八年では学校・会社・工場への就職斡旋をおこなったとしているが具体的な数値は示されていない<sup>(109)</sup>。四九年の場合は就職斡旋件数として三〇件という数字が挙げられているが、本国との連絡途絶に加え、「終戦前と客観事情が変つて日本の特殊事情」によつて、卒業生の就職は「至難」であると指摘されている<sup>(110)</sup>。

### (五) 奨学会の「脱政治化」

学同の分裂・朝連の解散以降の奨学会は、人事・寄附

行為の面で「政治的色彩」の払拭を目指す歩みを開始した。一九五〇年二月九日には理事長の韓秉柱が辞任して宋千文が理事長代理に就任<sup>(111)</sup>、続いて同年四月には留任した麓保孝が新たに理事代表に就任した<sup>(112)</sup>。そして、一九五〇年四月一二日ならびに二二日の人事により理事陣の全面的交代がなされた。まず宋千文・李東性・李英表の三理事の退任と崔龍淵の理事新任が決まり、ついで四月二二日に朴天燮・李元植・梁丞浩・朴英逸の四人が新任の理事に加わった<sup>(113)</sup>。崔龍淵は一九四五年段階より奨学会の「事務引継」や関連業務にたずさわるとともに学同の役員を歴任した人物<sup>(114)</sup>であり、朴天燮は東京国際タイムス社勤務を経て大洋産業株式会社社員、朴英逸は東京国際タイムス社・朝鮮経済新聞社勤務を経て国際印刷株式会社嘱託、李元植は食料品加工業の経営者、梁丞浩は開業医であった<sup>(115)</sup>。この改組後の奨学会側によれば、一九四九年一二月〜五〇年四月にかけて「幹部の人事を一新」する<sup>(117)</sup>なかで、理事の人選にあたっては「○余人の候補者のうち「政治的に左右されず厳正に育英事業を成し得る学識経験あり朝鮮人学生に信望ある者」に委嘱した<sup>(118)</sup>、とされている。こうして日本人理事一人（＝理事代表）・朝鮮人理事五人で理事会が発足することとなった。

また、同じく一九五〇年四月二二日には寄附行為の改

正も決定され<sup>(119)</sup>、五月二日付の寄附行為変更認可申請を経て、一月八日付で認可がなされた<sup>(120)</sup>。変更後の寄附行為では、まず財団の目的に関する規定で「日本の諸学校に在学する朝鮮人学生を指導保護し以つて朝鮮建設に有為な人材を養成する」ことを掲げている（第二条）。「保護援助するだけで指導の面が欠けて」いるという理由により「保護援助」から「指導保護」に改められるとともに、目的の内容が変更前よりも具体的な形で提示された<sup>(121)</sup>。変更前の寄附行為で奨学会の事業ならびに理事会での議決事項の一つとして挙げられていた「在日本朝鮮学生同盟ノ事業遂行ニ必要ナル経費ノ供給」および「在日本朝鮮学生同盟ノ事業及予算ニ関スル事項」が削除となった（第三条・一五条）。「朝鮮学生同盟は別個の学生の自治団体でありまた事業内容も特異なものであるからこの団体の事業遂行に直接経費を供給することは第一条の育英の目的に逸脱する」ことがその理由とされた<sup>(122)</sup>。また、学同・朝鮮人学生に関わる事項にも大幅な変更が加えられた。理事・監事について、従来は「学識、経験アル者ニシテ在日本朝鮮人学生ノ総意ニ依リ推薦セラレシモノ」のなかから理事会が選定するとされたが、変更後は「学識経験者ある者にして、この法人の目的に賛同する者のうちから文部大臣の認可を受けて理事会がこれを互選する」ものとされた（第六条）。理由は

「実際にその理事人選は困難で例へその方法で理事人選をして本会の事業目的に浴<sup>(マコ)</sup>うように事業が推進されるかという過去五年の経験から推して必ずしも保障し難い」というものであった<sup>(123)</sup>。「理事会ニハ在日本朝鮮人学生中ヨリ選出セラレタル理事同数ノ者之ニ参加スルコトヲ得」の規定については、「理事会が自主的にその職務を全うする以上その必要がない」こと、「一九四七年九月十三日（註（78））によれば一〇月二五日」朝鮮学生同盟中央委員会に於て寄附行為第十条の権限を放棄し朝鮮奨学会は朝鮮奨学会、朝鮮学生同盟各自独自の事業目的を□成するといふ決議があつた（一五―一六頁参照）ことから、削除とされた（第一四条）<sup>(124)</sup>。また、アジア・太平洋戦争期以来、文部・厚生両省の共管であったのが、文部省専管の財団法人へと改められた<sup>(125)</sup>。一新された理事体制からは、朝連解散までの時期に選出された朝鮮人理事がすべて姿を消すことになり、崔龍淵のみが従前の経過をある程度知悉する朝鮮人理事として残った。寄附行為の変更に伴い、「指導」の用語が復活され、事業・理事選任・理事会に関する規定のなかから「在日朝鮮人学生」「在日本朝鮮学生同盟」との結びつきを明文化した箇所が消され、文部大臣による監督規定が新たに加えられた。「所謂左右いづれの政治的色彩をも避け」る<sup>(126)</sup>という名のもとで、日本敗戦を機に獲得

された。朝鮮人が主体となり、朝鮮人学生の意向をその活動・運営に反映させる。側面は全面的に抑制されることになった。以上のような過程を経て、一九五〇年、奨学会は新たな出発を迎えることになる。

### むすびにかえて

新たな出発を迎えた奨学会の前途は依然、多難が予期されるものであった。

第一に、一九五〇年の改組は奨学会の財政状態自体に好転をもたらすものではなかった。一九五〇～五三年度にわたる「収入源の大部分は借入金と財産処分」に依拠するものであり、「年間支出総額中、直接事業費は一～二四％程度」であった。<sup>(47)</sup>

第二に、奨学会と朝鮮教育財団・朝鮮奨学会維持財団との間における財産・権利の継承関係が曖昧な状態のまま残された。奨学会側は両財団の財産・権利が既に奨学会に無償譲渡されていることを主張したが、この間にその継承関係について明確な判断・措置がなされなかった。うえ、奨学会側の主張をめぐっては日本政府やGHQ、SCAPの部局において異論があったり、別の思惑が介入したりした。外務省としては、両財団の所有財産が将来的に奨学会へ寄附されることについては「最も望ましい

解決」としつつも、奨学会の主張そのものについては「両者間に当然の財産継承の関係があるということとはできない」という見解をもっていた。平和条約による「最終決定にのみ拘束」される以上、それまで財産関係は「未確定」であり、日本側からの一方的な措置は困難であるとともに、「朝鮮の国内法」にも拘束されない、というのが平和条約成立以前の外務省の立場であった。<sup>(48)</sup>一方、二財団の財産の凍結解除・無償譲渡を求め奨学会の交渉は、一九五〇～五一年にかけて、大蔵省から賠償庁を窓口とした折衝へと移行した。民間財産管理局のスタア外国財産課長の意向としては、総司令部覚書による両財団の解散・奨学会への財産委譲の措置をとるつもりだとしつつも、朝鮮人に限定せず外国人学生一般を対象とすること、大韓民国の政府関係者を奨学会の運営に加えることなどを希望していた。賠償庁ならびに奨学会代表理事の麓保孝はともに韓国政府関係者の参画につき「政治的色彩」の面で難色を示した。<sup>(49)</sup>麓保孝は「朝鮮統一」の未成立の段階において韓国政府関係者の参画を認めることは「政治的色彩を教育文化の面に導入」し、「本国に於ける南北抗争の現実を我が国に持込み平地に波瀾を起すもの」になるとして「当分は避くるを要す」と主張した。しかしこの「政治的色彩」の回避は、学同の「無謀なる要求」や左右学生間の争闘、

「朝鮮人連盟幹部の参加したる弊害」というそれまでの経緯に拠りどころを置くものであった。<sup>(130)</sup>

結局GHQ/SCAPからは奨学会に関する覚書や指示がないまま、サンフランシスコ平和条約は成立したため、奨学会の財産問題は日本と大韓民国の二国間交渉を通じて解決を図る方向へと向かい<sup>(131)</sup>、奨学会会館の建物についても関係各省庁による協議の場で外務省から「最終的帰属は日韓会談で決定される旨」の説明がなされた<sup>(132)</sup>。とはいえ、韓国で「朝鮮教育財団及び朝鮮奨学会維持財団」と同名の財団法人が独立後制定された朝鮮の国内法に基いて設立され、その当事者は、これら二財団は、朝鮮民事令に基く前述両財団が再組織されたものであり、その財産も当然継承する権利を有すると主張している<sup>(133)</sup>。という情報が伝わっていたことから、外務省では、平和条約第四条b項（米軍政庁による在韓日本財産没収措置の承認）の規定により、「登記面上その所有に属する淀橋、渋谷の土地建物を朝鮮側に引渡さざるを得なくなる危険」を認識していた<sup>(134)</sup>。実際、日韓国交正常化交渉（日韓会談）において韓国側が提示した対日請求権の対象には奨学会の在日財産も含まれており<sup>(135)</sup>、奨学会をめぐる状況はさらに複雑さを増していく。この他にも新たな問題を次々に派生させながら、その後も奨学会は困難な歩みを続けていくことになる。

#### 註釈

- (1) 拙稿「朝鮮人の「内地進学」をめぐる戦時下の対応」（『立教学院史研究』第一号、二〇一四年二月）。
- (2) 公益財団法人朝鮮奨学会のホームページの「本会の歩みと現在」、<http://www.korean-for.jp/>（二〇一四年二月二十四日アクセス）。
- (3) 金洪周「韓末在日韓国留學生の民族運動」（ヌテイナム、一九九三年）、朴賛勝「韓国近代政治思想史研究」（歴史批評社、一九九二年）、裴玲美「一九二〇年代における在日朝鮮人留學生に関する研究」（一橋大学博士學位論文、二〇一〇年）など。
- (4) 漆畑充「植民地期における朝鮮奨学会に関する一考察」（『日本の教育史学』第四八集、二〇〇五年）、前掲・拙稿。
- (5) 公益財団法人朝鮮奨学会ホームページの「沿革」<http://www.korean-for.jp/01.htm>（二〇一四年二月二十四日アクセス）。
- (6) 『公益財団法人朝鮮奨学会概要』（朝鮮奨学会、二〇一四年）二九―三〇頁。
- (7) 外務省外交史料館所蔵（外務省外交記録第一四回公開、一九九八年）。註釈では以下『奨学会（外務省）』と略記。
- (8) 国立公文書館所蔵（目録上の表題は『朝鮮奨学会（昭和一八・一〇）』昭和三八・九）。註釈では以下『奨学会（文部省）』と略記。国立公文書館にはこの他に、『経済協力・韓国一〇七・朝鮮奨学会関係』という簿冊があり、そのなかにも本稿の検討対象とする時期の文書が含まれるものと見られるが、非公開である。
- (9) 既存の資料集として朴慶植編『朝鮮問題資料叢書』第九巻・補巻（アジア問題研究所発行・三一書房発売、一九八三年・八四年。註釈では『叢書』九巻・『叢書』補巻と略記）、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成（戦後編）』第一巻（不二出版、二〇〇〇年。註釈では『集

成」と略記)を参照した。特記のない場合は「プラング文庫」収蔵のものである。

- (10) 前掲・拙稿。在学生の内訳は大学学部二四二人、大学予科・高等学校二四四人、男子専門学校八〇二人、女子専門学校一二人、中等学校一〇九〇二人である。

- (11) 「財団法人朝鮮奨学会理事會決議録」一九四五年九月二日(『奨学会(外務省)』)。

- (12) 一九四七年一月六日現在の数値。朴成河「日本帝国の解体と朝鮮人「内地留学」の終焉」(『在日朝鮮人史研究』第四二号、二〇一二年一〇月)一〇二頁。

- (13) 前者は朝連第一〇回中央委員会(一九四七年五月一五日開催)における報告中の数値で、内訳は大学学部一五〇人、高等学校・予科・専門部九二〇人、中学校一五〇〇人(出身地は南部五二%、中部一七%、北部三二%、専攻別は文科七八%・理工科二%)。なお、この他に小学校二万五〇〇〇人との記載がある(『文化活動報告及今後方針』、「第十回中央委員会議事録」、『集成』一七六頁)。後者は朝連第一三回中央委員会(一九四八年一月二七日)における報告中の数値で、内訳は大学九〇二人、高等学校一〇人、専門学校四九〇人、専門学校一九七人、中学校一五六三人(『文教活動報告』、「第十三回中央委員会議事録」、『集成』二六〇頁)。

- (14) 朴成河・前掲論稿、九九―一〇〇頁。早稲田大学は学部・高等学院・専門学校などを含めた数値、明治大学は学部一〜三年の数値。

- (15) 山田昭次「朝鮮人留学生たちの民族的苦悩と受難」(老川慶喜・前田一男編『ミッシェン・スクールと戦争―立教学院のディレンマ』東信堂、二〇〇八年)四二〇頁。

- (16) 内訳は次の通りである。学部卒業者：文学部哲学科三人、同史学科

四人、経済学部商学科五人、同経済学科一七人／学部在学者：経済学部経済学科三年四人・二年六人・一年二人(二年全員が一九四三年「特別志願兵制度」にもとづく出征者、文学部基督教学科一年一人(本年五月入学)との注記あり)／予科修了者：商科一人(うち三人には「修了后退」との記入)、文科四人(うち二人には「修了后退」との記入、別の一人は「特別志願兵制度」による出征者)／予科在学者：商科二年一人・一年四人(うち四人は休学)／退学・除籍者：商科三人、文科一人。

- (17) 立教大学の方の内訳は次の通り。経済学部経済学科二年八人(うち一人は「特別志願兵制度」による出征者、「連絡なし」との注記あり)・三年三人(全員「連絡不能」との注記あり)、文学部一年一人(本年五月入学)との注記あり)。この他に中華民国出身者三人(経済学部経済学科二年二人・三年一人)、タイ出身者二人(経済学部経済学科二年一人・三年一人)が含まれる。立教工業理科専門学校の方の内訳は工業経営科一年一人・工業化学科一年一人。この他に中華民国出身者一人(工業経営科二年)が含まれる。

- (18) 内訳は、学部については文学部基督教学科新二年一人、経済学部経済学科新二年一人・新三年一人・旧二年一人(旧二年全員に休学の注記あり)。この他に、台湾出身者四人(文学部英米文学科一年一人・同社会科一年一人・経済学部経済学科二年)。全員に休学の注記あり)、中華民国(北京)出身者一人(文学部英米文学科新二年)、タイ出身者一人(経済学部経済学科旧二年)を含む。予科については三年一人・二年一人・一年三人。

- (19) 内訳は、学部については経済学部経済学科一年一人・三年一人、文学部英米文学科一年一人、同キリスト教学科三年一人。この他に台湾出身者三人(経済学部経営学科一年一人、文学部社会科二年一人、同

英米文学科二年一人)、中華民國出身者二人(文学部英米文学科二年一人(広東省)、文学部英米文学科三年一人(北京市)、イギリス出身者一人(経済学部経営学科二年一人。選科生)を含む。予科については、一年一人・二年二人。

(20) 「全国学生数」(『奨学会(外務省)』)、財団法人朝鮮奨学会「全国各大学在籍朝鮮人学生統計表(一九五一年八月一日現在)」(『籠保孝(奨学会代表理事)「朝鮮奨学会に関する件」、石黒四郎(総理府賠償庁次長)あて、一九五一年九月十五日、『奨学会(外務省)』。前者の地域別内訳は、東京本部管轄内二六五人(文科系二〇五人・理工科系四四人・医科系一六人)、大阪支部管轄内四六八人(文科系三七三人・理工科系六二人・医科系三三人)、京都支部管轄内二七五人(文科系二三〇人・理工科系三七人・医科系一人・大学院七人)、東北支部管轄内二〇人(文科系五人・理工科系三人・医科系二人)、九州支部管轄内一〇人(文科系五人・理工科系四人)。後者の学科別内訳は法科三六〇人・政経科五二二人・商科二〇二人・文科二五八人・理工科二〇九人・医薬科九九人・農科二人・芸術科四〇人、出身地別内訳は済州島四五四人・慶尚北道三三三人・全羅南道一五五人。

なお、アジア・太平洋戦争期の奨学会では当時の教育政策を反映して理工系への進学を推進したが、日本敗戦後、朝連・学同においても理工系重視の姿勢は変わらなかった。朝連の中央委員会の報告で「科学技術者養成が等閑視されている。在留朝鮮学生で理工科専門部以上の出身者が三〇五名に過ぎず」という発言が見られ(『文化活動報告及今後方針』、「第十回中央委員会議事録」一九四七年五月一日、『集成』一七八頁)、一九四九年度の学同の活動方針として「政経科偏重を是正して理工科技術方面に積極推進させること」が掲げられている(『第五回全体大会議事録』、『叢書』九巻、一三〇頁)。

(21) 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概況』(法務研修所、一九五九年)一九九〜二〇一頁。申在均『有機化学とともに―愚直な在日朝鮮人化学者の回想』(二〇一一年)二三頁。

(22) 白宗元『在日一世が語る 戦争と植民地の時代を生きて』(岩波書店、二〇一〇年)一三八頁、申在均・前掲書、二三頁。

(23) 申在均・前掲書、二三頁。李炎娘「占領期宮城県地域における在日朝鮮人社会」(『東西南北』別冊〇一、和光大学総合文化研究所、二〇〇〇年)一八頁。

(24) 「大阪で学生同盟結成！」『民衆新聞』一九四六年四月二二日付。

(25) 「学同統一大会」『民衆新聞』一九四六年四月二五日付(『叢書』補巻、一六一頁)。

(26) 「学同大阪支部西部本部へ昇格」『朝鮮新報』一九四七年七月四日付。「九州学同結成」『解放新聞』一九四八年一月一八日付(『叢書』補巻、一六一頁)。

(27) 「朝連に加入/学生同盟正式に決定」『民青時報』第三〇号、一九四八年一月三日付。

(28) 一九四八年五月三〇日の学同関東本部第五回定期総会における決議による。「自称委員の策謀やぶれ学同組織強化す/学同関東本部定期総会」『朝連中央時報』第三九号、一九四八年六月一日付。

(29) 前者は「文教活動報告」、「第十三回中央委員会議事録」一九四八年一月二七日(『集成』二六〇頁)、後者は「朝連第五回全体大会(一九四八年一〇月)提出活動報告書」(『集成』三四五頁)による。本部別の内訳としては、前者が東北本部一七二人・関東本部一六八八人・中部本部五八九人・西部本部七九四人、後者が東北本部六〇人・関東本部九一人・中部本部三三〇人・西部本部四五〇人。

(30) 坪井豊吉・前掲書、二〇一頁。

- (31) 坪井豊吉・前掲書、二〇〇頁。前掲「新聞記事」大阪で学生同盟結成!」によれば、大阪の学生同盟の綱領として「一、われわれは自由な思想と科学精神でもって学理探求に尽力する 一、われわれは熱情熱と創造的精神でもって朝鮮文化建設に努力する 一、われわれは高尚な人格と犠牲的精神でもって世界文化発展に貢献する」とある。坪井豊吉・前掲書に引用のある東京の学生同盟の綱領とは修辭の相違があるものの、基幹部分はほぼ同一の内容である。
- (32) 朝連の第七回中央委員会（一九四六年八月二〜四日）の席上では、学同を別組織として「分離」させてしまったことの責任を朝連中央総本部側に問い詰める一幕も見られた（『第七回中央委員会々録』、『集成』三一頁）。
- (33) 許準「学生同盟の性格」『解放新聞』一九四七年二月二五日付（叢書）補卷、七六頁）。許準は学同東北本部の中心メンバーの一人（申在均・前掲書）で、後に在日朝鮮民主青年同盟（民青）の委員長となる。
- (34) 「学生の進歩性を確認／学同二中朝連との協調を決議」朝連中央時報「第二三三号、一九四七年一月七日付」。「学同第二回中央委員会開く」『民青時報』第二三三号、一九四七年一月五日付。なお、朝連との協調路線については学同内で異論も残った。学同中央委員の一人は「六十万同胞の生存に関する問題を解決しようという点に限り朝連と共同闘争をおこなう」と言明し、朝連との提携関係は限定的なものであるべきとしている（朴文福「学同と朝連」『朝鮮新報』一九四七年二月二二日付）。
- (35) 「朝連に加入／学生同盟正式に決定」『民青時報』第三〇号、一九四八年一月三日付。
- (36) 前掲「第十三回中央委員会議事録」（『集成』二七二頁）。
- (37) 「不名誉な学生の正体／学同関東本部で発表」『解放新聞』一九四八年一月二二日付（『叢書』一六〇頁）。なお、朝連側は学同における「弱点」として、「実践闘争に参加する意欲が不足しており消極的である」、「国粹主義的傾向が一部学生層に濃厚である」、「生活問題によって休学または非学生の行動に流れる点」、「政経法科偏重と理工科に対する無関心」の五点を挙げている（朝連第五回全体大会提出活動報告書、『集成』三四五頁）。
- (38) 前掲「朝連第五回全体大会提出活動報告書」（『集成』三四五頁）。
- (39) 前掲「新聞記事」不名誉な学生の正体／学同関東本部で発表」。
- (40) 「朝鮮奨学会事業報告」財団法人朝鮮奨学会、一九四五年二月二〇日（『本邦における鮮・華、台人その他外国人土地建物係争事件雑件』外務省外交記録第一三回公開、一九九七年）。「財団法人朝鮮奨学会財産目録（昭和二五年六月二二日現在）」（『奨学会（外務省）』）。
- (41) 野呂顕太郎（奨学会総務部長・保護部長）「朝鮮奨学会ノ現況」（『本邦における鮮・華、台人その他外国人土地建物係争事件雑件』）。
- (42) 奨学会分・朝鮮奨学会維持財団分については財団法人朝鮮奨学会「朝鮮奨学会事業報告」一九四五年二月二〇日（『本邦における鮮・華、台人その他外国人土地建物係争事件雑件』、朝鮮教育財団分については前掲「財団法人朝鮮奨学会財産目録（昭和二五年六月二二日現在）」・前掲「朝鮮奨学会ノ現況」による）。
- (43) この他、隣接地に運動場があった。これは、奨学会理事長を一時つとめた韓秉柱によると、戦時中に騎馬隊の訓練場として使われていた荒地に関し日本の敗戦後に東京都から管理・使用权を獲得し、朝鮮人学生の無償労働や寄附金などを得て運動場として整備したものとされる（日政また奨学会運動場を掠奪／韓秉柱氏など強固な闘争展開）『解放新聞』一九四九年一月二三日付、『叢書』補卷、二八五頁）。



- 運動場の開設は一九四七年のことである(財団法人朝鮮奨学会「昭和二十二年度事業報告」、麓保孝〔奨学会代表理事〕「昭和二十一、二十二、二十三年度事業報告」、一九五〇年二月三日、『奨学会(外務省)』)。
- (44) 麓保孝(奨学会代表理事)「財団法人朝鮮教育財団及び財団法人朝鮮奨学会維持財団の財団法人朝鮮奨学会に対する無償譲渡取計らい方に関する件」、伊原隆(大蔵省理財局長) みて、一九五〇年七月二五日(『奨学会(外務省)』)。
- (45) 「昭和二十一年三月十九日マ司令部科学経済局財□課ホイラ少佐と前理事長川岸文三郎との会見記」(『奨学会(外務省)』)、通信院総裁官房監察課長「書留通常郵便物不着の件」、池来漢(奨学会理事長) みて、一九四六年四月九日(『奨学会(外務省)』)。
- (46) 本節の記述は、特記のない場合、前掲「財団法人朝鮮奨学会理事会決議録」(一九四五年九月二日)の記述に依拠している。
- (47) 詳細は姜徳相『朝鮮人学徒出陣』(岩波書店、一九四七年)を参照。
- (48) 九月二日の理事会をふまえた決議内容について、奨学会側はGHO(SCAP)への提出書類で次のようにまとめている。①朝鮮人学生に対する「従来実施の指導的事業」の全面廃止、②事業目的を「留学生として親切に保護斡旋して日朝文化親善に寄与する」趣旨に改定、③職員的大部分を解職、④その後の事態の推移に応じて解散するか「根本的」な改組をおこなうかを決定する(財団法人朝鮮奨学会「朝鮮奨学会事業報告」、連合軍司令部科学経済部ワーリク少佐 みて、一九四五年二月二〇日、『奨学会(外務省)』)。
- (49) 川岸文三郎(奨学会理事長)「本会総裁辞任二関スル件」、前田多門(文部大臣) みて、一九四五年一〇月二日(『奨学会(文部省)』)。
- (50) 前掲「朝鮮奨学会事業報告」。
- (51) 呉圭祥「ドキュメント在日本朝鮮人連盟」(岩波書店、二〇〇九年九・三一六頁。井上學「一九四五年一〇月一〇日「政治犯釈放」(『三田学会雑誌』一〇五巻四号)二四二・二四六頁)。
- (52) 前掲「朝鮮奨学会ノ現状」。
- (53) 前掲「朝鮮奨学会ノ現状」。
- (54) 前掲「第七回中央委員会々録」。
- (55) 朝連・学同間のせめぎあひの具体的な内容を既存の資料集などから明らかにすることは困難である。坪井豊吉・前掲書によれば、朝連が一月月の「第一〇拡大常任委員会」で奨学会の「接収」を決定して二人の「接収委員」を選任、学同側に「新しい奨学会理事会を選任して、奨学会の財産を管理しながら、学同を援護しよう」との提案をおこなった。これは「奨学会は学同のなかにある」という学同の見解と相容れないものがあつたうえ、学同サイドで奨学会からの事務引継を進めていたことから、両者の間で主導権争いが続いた、としている(二〇・二〇二頁)。朝連側の「接収委員」の一人として名前の挙がっている崔龍淵については、一九四五年一月に「朝鮮学生の選挙により財団法人朝鮮奨学会改組委員」となつて「事務引継」にあたり、その「引継」は「同年二月まで完了」したという記述がある(崔龍淵「履歴書」一九五〇年四月二日、『奨学会(文部省)』)。その後、崔龍淵は一九四六、四八年にかけて学同における中央総本部代表委員や総務部長・文化部長などを歴任していることから、「朝鮮奨学会改組委員」は学同側の組織である可能性があるようにも思われる。
- (56) 前掲「朝鮮奨学会ノ現状」。
- (57) 文部省大学学術局学生課「財団法人朝鮮奨学会とその事務所の土地建物について」(一九四五年二月一五日、『奨学会(外務省)』)によれば、学同の事務所が奨学会の会館内に移つたのは一九四六年一〇月

以降のこととされている。

- (58) 前掲「朝鮮奨学会事業報告」。理事会の開催日については、七日とする史料（前掲「朝鮮奨学会ノ現状」と一三日とする史料（崔龍淵「奨学会代表理事」）「財団法人朝鮮奨学会維持財団及び財団法人朝鮮教育財団名義の財産について」、一九五三年六月四日、『奨学会（外務省）』がある。
- (59) 川岸文三郎（奨学会理事長）「理事長辞任ノ件報告」、前田多門（文部大臣）あて、一九四五年二月二八日（『奨学会（文部省）』）。
- (60) 川岸文三郎（奨学会理事長）「財団法人理事異動届」、安倍能成（文部大臣）あて、一九四六年一月七日（『奨学会（文部省）』）。他の従前の理事の退任に関する記録は「奨学会（外務省）」「奨学会（文部省）」のいずれにも見られない。
- (61) 前掲「理事長辞任ノ件報告」。
- (62) 前掲「昭和二十一年三月十九日マ司令部科学経済局財閥課ホイラ少佐と前理事長川岸文三郎との会見記」。
- (63) 「文相に決議文ノ日比谷に人民大会」『読売報知』一九四五年二月二十六日付。他の三項目は「差別待遇の撤廃」「特別志願兵□□（□は判読困難箇所）は強制的であり、そのため退学処分になつた学生には優先的に復校させよ」「本国との連絡が絶え困□にあるから生活と□□を保□せよ」である。
- (64) 「財団法人朝鮮奨学会」(『奨学会（外務省）』)、「財団法人朝鮮奨学会沿革」(『奨学会（外務省）』)、「財団法人朝鮮奨学会昭和二十四年度事業報告」(『龍保孝（奨学会代表理事）「昭和二十四年度事業報告」、東京都庁官あて、一九五〇年二月二三日、『奨学会（外務省）』)。
- (65) 梶川裕（奨学会総裁代理・理事長代理）「理事承認申請」、安倍能成（文部大臣）・芦田均（厚生大臣）あて、一九四六年一月三〇日（『奨学会（文部省）』）。肩書は「理事承認申請」の添付書類「新理事履歴一覧表」に記載のもの。
- (66) 前掲「財団法人朝鮮奨学会」、前掲「財団法人朝鮮奨学会沿革」。
- (67) 石谷来漢（奨学会理事長）「理事長就任ノ件報告」、安倍能成（文部大臣）あて、一九四六年三月一日（『奨学会（文部省）』）。
- (68) 「財団法人朝鮮奨学会理事会決議録」一九四六年二月一日 梶川裕「寄附行為変更認可申請」、文部大臣・厚生大臣あて、一九四六年二月一日（『奨学会（文部省）』）。
- (69) 前掲「昭和二十一年三月十九日マ司令部科学経済局財□課ホイラ少佐と前理事長川岸文三郎との会見記」。なお、翌二〇日に司令部へ出頭して現状報告をおこなつた川岸に対し、ホイラー少佐は「今になつて日本人幹部が奨学会をやつてゐるのは、おかしくないか」と発言している。
- (70) 梶川裕（奨学会理事長代理）「寄附行為変更認可申請」、安倍能成（文部大臣）・芦田均（厚生大臣）あて、一九四六年二月一日（『奨学会（文部省）』）。
- (71) 同前「寄附行為変更認可申請」中の「寄附行為変更申請理由書」(『奨学会関係（文部省）』)。
- (72) 「財団法人朝鮮奨学会寄附行為 変更案」(『奨学会（文部省）』)。
- (73) 石谷来漢（奨学会理事長）「財団法人理事異動届」、文部大臣あて、一九四六年一月二五日（『奨学会（文部省）』）。財団法人朝鮮奨学会「昭和二十一年度事業報告」(『奨学会（外務省）』)には一〇月二日とある。
- (74) 同前。肩書については「財団法人理事異動届」に添付された各人の履歴書の記載による。なお、孫芳鉉・韓秉柱ともに、朝連系の東京朝鮮人中学校の設立・運営に関与している（呉圭祥・前掲書、一三六・

一三七頁)。

- (75) 尹權(奨学会理事長)「理事長交代ノ件報告」、文部大臣あて、一九四六年一月二六日(『奨学会(文部省)』)。
- (76) 前掲「昭和二十一年度事業報告」。
- (77) 「朝鮮奨学会会員総会ひらく」『東京朝連ニュース』第一六号、一九四八年七月一〇日付。
- (78) 前掲・新聞記事「学同第二回中央委員会開く」。前掲・新聞記事「学生の進歩性を確認」。
- (79) 前掲・崔龍淵「履歴書」。
- (80) 「朝鮮奨学会理事会開催」『解放新聞』一九四八年八月二五日日付(『叢書』補巻、一四三頁)。
- (81) 元容徳(朝連文教部長)「文教部活動所管に関する答弁」、『第五回全体会議事録』一九四八年一〇月(『叢書』九巻、一八一頁)。
- (82) 前掲「財団法人朝鮮奨学会沿革」。
- (83) 「学同支援を積極化／朝連・学同奨学会の座談会」『朝連中央時報』第七三号、一九四九年一月一六日付。
- (84) 敗戦後、外国人留學生の入学に関し文部省は「外国人留日学生取扱要領」(一九四六年六月一八日)で、「便宜供与」の対象者につき、入学願書に添付する身分証明書類として「当分の間文部省で適当と認められた機関又は団体の紹介」で構わないとした。ただ、朝鮮人もその対象となりうるとの附記があるものの、具体的な機関・団体が指定されているわけではなかったため、奨学会の紹介を受けた朝鮮人に関しても学校側から文部省への照会があいついだ。一九四七年二月の文部省「外国人留日学生取扱要領に関する件」には朝鮮人・台湾人関連の規定も明記され、朝鮮人に関する「身分証明紹介推薦」を担う機関として奨学会が指定を受けた(朴成河・前掲論稿、一〇六―一〇九頁)。朝連

- 第一〇回中央委員会における韓徳録(朝連文教局長)の報告によれば「今年の進学は一切朝鮮奨学会を通じて文部省当局と交渉した結果、留學生として特別扱いをなすべく特別考慮をすることになった」とされており(第十回中央委員会報告／文化活動報告)『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』第三三号、一九四七年六月一〇日付)、一九四七年二月の文部省通牒も朝連等の働きかけが介在した可能性が考えられる。なお、一九五〇年に在日大韓民国居留民団において学生指導対策委員会を設置して奨学会とは別に「推薦決定試験」を実施したことから、「進学のあつせんが不統一になった」という(文部省大学学術局学生課「財団法人朝鮮奨学会とその事務所の土地建物について」一九五五年一月二五日、『奨学会(外務省)』)。
- (85) 「民族幹部養成目指し朝鮮奨学会の再出發」『朝連中央時報』第七七号、一九四九年二月六日付。
- (86) 前掲「昭和二十四年度事業報告」。
- (87) 「巢立つ二六四名／前途を祝し朝鮮奨学会で挙式」『朝連中央時報』第八九号、一九四九年四月六日付。
- (88) 朴慶植『解放後在日朝鮮人運動史』(三一書房、一九八九年)、二三一頁。
- (89) 「奨学会、事務再開」『朝連中央時報』第一〇三号、一九四九年六月七日付。
- (90) 「奨学会のみ会館へ帰還／使用権は当然奨学会」『解放新聞』一九四九年六月一日付(『叢書』補巻、二二二頁)。
- (91) 警備資料第七三号「財団法人朝鮮教育財団建物について」一九五二年五月一六日(『奨学会(外務省)』)。これ以降、淀橋警察署から常時二～三人の警察官が派遣され、奨学会の会館の出入りの制限・管理を担当することになった。この「警備」体制は、サンフランシスコ平和

条約成立に伴い前記の口頭命令の法的裏付けが失効した（朝鮮奨学会建物の警備管理に関する件〔警視庁主催打合せ会〕一九五二年五月一日、『奨学会（外務省）』）後も一九五六年六月まで継続された（朴慶植・前掲書、二三二頁）。しかし、警察庁・警視庁の側はこの「警備」には「法律的根拠なく」、「甚だ困却している」という見方を有していた（財団法人朝鮮奨学会事業再建問題協議会要録）一九五五年二月二〇日開催、『奨学会（外務省）』。

(92) 朴慶植・前掲書、二三三頁。

(93) 麓保孝（奨学会代表理事）「財団法人朝鮮奨学会会館に関する件」、田中栄一（警視庁警視総監）あて、一九五二年五月二日（『奨学会（外務省）』）。

(94) 前掲「財団法人朝鮮奨学会」。なお、退任理事のうち、金斗鎔は一九四七年に北部朝鮮に渡りこの当時は日本にいなかった。また、金正洪も朝鮮戦争直前に朝鮮民主主義人民共和国へ渡っている（呉圭祥・前掲書、一〇・一八頁）。

(95) 同前、前掲「昭和二十四年度事業報告」。

(96) 前掲「朝鮮奨学会の沿革」、前掲「財団法人朝鮮奨学会」。

(97) 前掲「財団法人朝鮮奨学会」。

(98) 奨学会には東京本部の他に地方組織として東北（仙台）支部・京都支部・関西（大阪）支部が置かれていた（前掲「昭和二十一年度事業報告」、前掲「昭和二十二年度事業報告」、財団法人朝鮮奨学会「昭和二十三年度事業報告」、前掲「昭和二十四年度事業報告」）。地方支部は、初期段階は学同組織と運動しているものと思われるが、その後、大阪・仙台では学同と別個の形で奨学会の支部が改めて設立されている。大阪では一九四七年七月一十月にかけて朝連大阪本部を基盤に關西本部が整備されていくが、設立の背景の一つとして、学業途上の学

同構成員が奨学会の進学対策に従事していることへの配慮が挙げられていた（『朝鮮新報』一九四七年七月二四日付、九月二〇日付、一月一八日付）。仙台では「朝鮮奨学会東北支部」が一九四八年三月、「東北一帯の有志」により結成され、理事長・慎重亮（東北大学助教授のもと各県選出の理事九人がおり、顧問に東北大学総長・北海道大学総長・朝連宮城県本部委員長を配っていた）（奨学会東北支部猛活動展開）『解放新聞』一九四八年三月一〇日付、『叢書』補巻、一一八頁）。東北支部では学同東北本部の諒解のもと、毎学期に全学生の学業成績・出席状況・品行）などにつき学校当局と連絡をとりつつ詳細な調査をおこなって学生本人に注意喚起するなど、独自の活動を展開していた（学生の成績向上／東北奨学会の活動）『解放新聞』一九四九年一月二日付、『叢書』補巻、一七一頁）。

他方、奨学会ではいくつかの寄宿舎を有しており、関東には参宮橋女子寮（代々木・渋谷寮・天馬会館（中野区宮園通り）・青雲寮（市川市国府台）、京都に青丘寮、仙台に志学寮があった（前掲・朝鮮奨学会の一九四六〜四九年度の各事業報告）。その運営は「学生の自治」に委ね、営繕費・電気料・水道料を奨学会から補助する形をとっていた（前掲「昭和二十四年度事業報告」）。

(99) 前掲「昭和二十一年度事業報告」、昭和二十二年度事業報告・「昭和二十三年度事業報告」・「昭和二十四年度事業報告」による。

(100) 同前。合格者の地域別内訳は、一九四六年が仙台三人・東京二〇〇人・京都四〇人・大阪九〇人、四七年が仙台六人・東京三二〇人・京都八〇人・大阪一七〇人、四八年が仙台一三人・東京三七〇人・京都一〇〇人・大阪二五〇人、四九年が仙台五人・東京二七〇人・京都五〇人・大阪二四〇人・福岡七人。

(101) 「留學生の生活現状／日本學生に比べて生活力は旺盛／理工科は僅

か5%」（『朝鮮商工時報』第一二号、一九四八年七月五日付）に掲載された学生の証言にも、「東京に於ける千五百名の学生は八割までが皆自活で勉強しています」（姜理文（学同中央総本部代表委員）、「こう生活に脅やかされては卒業も思ほつかないですよ」（中央大学生）、「研究時間を容易に得られないのが残念です」（早稲田大学生）、「毎月六千円的生活費は学校を棚上げにして稼いでも容易でありませんよ」（中略）何といつても勉強の方は殆ど犠牲ですね」（明治大学生）、「今の情勢では学問は無理です、四五千円的生活費を全部稼ぐからには経験上からして勉強は全然だめです」（東京大学生）」といった訴えが並んでいる。

- (102) 前掲「昭和二十一年度事業報告」。朴成河・前掲論稿一一〇〜一一二頁。
- (103) 前掲「朝鮮奨学会ノ現況」。
- (104) 前掲「昭和二十一年度事業報告」・「昭和二十二年度事業報告」・「昭和二十三年度事業報告」。
- (105) 前掲「昭和二十四年度事業報告」。
- (106) 「学資支弁状態統計表」、「朝鮮奨学会に関する件」添付書類（『奨学会（外務省）』）。
- (107) 龍保孝（奨学会代表理事）「朝鮮奨学会に関する件」、石黒四郎（総理府賠償庁次長）あて、一九五一年九月一日（『奨学会（外務省）』）。
- (108) 前掲「昭和二十一年度事業報告」。
- (109) 前掲「昭和二十二年度事業報告」・「昭和二十三年度事業報告」。
- (110) 前掲「昭和二十四年度事業報告」。
- (111) 前掲「朝鮮奨学会の沿革」、前掲「財団法人朝鮮奨学会の沿革」。
- (112) 前掲「財団法人朝鮮奨学会の沿革」。
- (113) 前掲「財団法人朝鮮奨学会」、前掲「昭和二十四年度事業報告」。
- (114) 前掲「昭和二十四年度事業報告」。
- (115) 前掲・崔龍淵「履歴書」。
- (116) 朴天燮「履歴書」一九五〇年五月五日、朴英逸「履歴書」一九五〇年四月二日、李元植「履歴書」一九五〇年四月二日、梁承浩「履歴書」一九五〇年四月二日（いずれも『奨学会（文部省）』）。
- (117) 前掲「昭和二十四年度事業報告」。
- (118) 同前。
- (119) 「財団法人朝鮮奨学会理事会決議録」一九五〇年四月二日、龍保孝（奨学会代表理事）「寄付行為変更認可申請」、文部大臣・厚生大臣あて、一九五〇年五月二日（『奨学会（文部省）』）。
- (120) 天野貞祐（文部大臣）・黒川武雄（厚生大臣）「財団法人朝鮮奨学会寄附行為の変更の認可について」、龍保孝（奨学会代表理事）あて、一九五〇年一月八日（『奨学会（文部省）』）。
- (121) 「寄附行為変更理由書」、龍保孝（奨学会代表理事）「寄付行為変更認可申請」、文部大臣・厚生大臣あて、一九五〇年五月二日（『奨学会（文部省）』）。
- (122) 同前。
- (123) 「財団法人朝鮮奨学会寄附行為（昭和二五・一一・八改正）」（奨学会（外務省））、前掲「寄附行為変更理由書」。なお、ここでは奨学会の「人事規程」の内容を適用する形で理事・監事の人選を変更したとしている。「人事規程」の第一条第一項には「理事及監事は候補期間を一ヶ年としその勤務成績を見て本会のために今後共有為なる人材と理事会に於て認めたとし理事会が理事に委嘱する」、同第二項には「理事及監事の資格に左の如くである。（一）本会の部長を一ヶ年以上勤務したもの。（二）本会のために寄附金毎月五千円以上を一ヶ年以

上納入し今後共それを継<sup>ついで</sup>し得ると認めたもの。(3) 本会に五拾万円以上を寄附したものとある。この「人事規程」がいつの段階のものかが現時点では分からないため、参考として記すにとどめる。

(124) 前掲「寄附行為変更理由書」。

(125) 剣本亨弘(文部省管理局長事務代理)「財団法人朝鮮奨学会の所管について(通達)」、東京都知事あて、一九五〇年二月六日(『奨学会(外務省)』)。

(126) 前掲「昭和二十四年度事業報告」。

(127) 前掲「財団法人朝鮮奨学会とその事務所の土地建物について」。

(128) 外務省条約局法規課「朝鮮教育財団及び朝鮮奨学会維持財団の財産について」、一九五一年三月十九日(『奨学会(外務省)』)。

(129) 「朝鮮奨学会の財産の件」(『奨学会(外務省)』)、スチア課長の意見に対する麓保孝の「所見」(一九五一年四月二三日、『奨学会(外務省)』)。

(130) 前掲「麓保孝の「所見」」。

(131) 「朝鮮奨学会の財産の件に関する方針(昭二六、一一、服部記)」(『奨学会(外務省)』)。

(132) 前掲「朝鮮奨学会建物の警備管理に関する件(警視庁主催打合せ会)」この打合せには警視庁・外務省・法務府・大蔵省・文部省の幹部が参席した。

(133) 前掲「朝鮮教育財団及び朝鮮奨学会維持財団の財産について」。

(134) 前掲「朝鮮奨学会の財産の件」。

(135) 第一次日韓会談(一九五二年二―四月)において韓国側が提出した「韓日間財産及請求権協定要綱韓国側案」には「一九四五年八月九日現在、韓国に本社(店)又は主事務所がある法人の在日財産を返還すること」が八項目の一つに含まれており、第二次日韓会談(一九五三

年四―七月)の際、財産及請求権委員会で韓国側が請求権項目の一つとして「旧朝鮮奨学会維持財団の在日財産返還に関する件」を提示している(太田修『日韓交渉―請求権問題の研究』クレイン、二〇〇三年、八八・一〇三頁)。その後、韓国で一九六四年末に改めて理事が選任された財団法人朝鮮教育財団から、奨学会に対して建物の撤去・土地の明け渡しなどを求めて東京地方裁判所に提訴がなされている(一九六五年に提訴、一九七二年に原告請求棄却、『判例時報』第六七〇号、一九七二年八月(『戦後補償問題資料集』第六集、戦後補償問題研究会、一九九二年))。